

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響
評価に関する公聴会記録

日 時：令和6年6月29日（土）

午後1時から午後1時20分まで

場 所：西尾市役所 22A会議室及び22B会議室
西尾市寄住町下田 22

公述人：1名

公述人が述べた意見の要旨

○ 公述人（1人目）

今回のアセスの見解に関しては、余熱利用の明記や水質・動物調査、あいち地球温暖化防止戦略2030等は最新の資料に変更され、岡崎市の廃棄物状況の推移、供用時のばい煙予測はプルーム中心軸補正、道路交通騒音の縦断勾配補正、道路交通振動の振動感覚閾値評価、悪臭調査の風下側追加、フクロウ調査方法追加など、準備書において、多くの修正を行った事業者の努力を評価します。今後は、以下に述べる見解への批判を十分検討し評価書に反映させ、適正な焼却処理能力で、適切な運営を行なうようにしていただきたい。

準備書12ページの処理量の根拠の将来人口についてでございます。

批判としては、配慮書で310t/日、方法書で292t/日、準備書で266t/日と再三減少させていること、その原因は西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴うことを明記してください。

準備書15ページ「低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用も準備書本文に記載を」という内容で、方法書への意見に対する見解は「工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。」とあるので、そのことを準備書本文に記載してください。方法書への意見に対する見解に従い、「発注条件にも記載する予定です。」は準備書本文で触れなければ意味がない。準備書では、発注条件について

は触れていません。

準備書27ページの公害対策型の建設機械は積極的に使用し、排出ガス対策型は3次対策型の最新機種使用について、排出ガス対策型は3次対策型の「積極的な使用を施工業者に求める」だけでは、アセスとしての環境保全措置にはなりません。きちんと明記していただきたいと思います。

準備書22ページの自主規制値を設けることについては評価するが、水銀は不十分です。

見解のように、分別回収を徹底する対策を確実にするなら、法規制値を十分守れるはずです。その旨をきちんと明記してください。

準備書24ページについて、西尾市の搬入予定台数は未確定であり、現況値しかありません。

現況値と同程度なら、約560台を明記すべきです。

準備書24ページについて、雨水も処理するのか。定期的な清掃予定を記載すべきです。現状はどうかをきちんと明記すべきです。

雨水は排水量未定でも重金属の規制値があるので、念のために調整池の水質検査は行なうべきです。

準備書26ページについて、工事中に解体する現施設の一部とは何か、駐車場はまだ検討中なのか。駐車場の位置については、「現在検討中です。」ということでは準備書として未完成と言わざるを得ません。

準備書86ページについて、植物の重要種が配慮書より減少した理由を本文に記載すべきで、「植物の重要種リストを再精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。準備書の作成時においても、最新の文献を使用し精査しました。」とあり、理解はできましたが、公式書類の配慮書から方法書で植物の重要種が減った理由なので、準備書本文で記載してください。

準備書157ページについて、「河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべき」への対応が不十分です。

準備書では洪水ハザードマップ（157ページ）を追加した程度です。しかも「対象事業実施区域の最大浸水深は 1.0～10.0m未満となっている。」と配慮書の最大水深「0.5m以上」を「1.0～10.0m未満」と明確にしています。過去10年間の浸水の実績、また、最近の線状降水帯時の、須美川の状況はどうだったかを記載してください。「2022年9月23日の夕方に線状降水

帯が…発生した事実を基に、必要な予測を行ってください。」に対する見解が「矢田川流域の48時間総雨量683mm、広田川流域の24時間総雨量70mmという近年頻発している豪雨に対応したもの」という認識は、令和元年の資料であり、意見の指摘に答えていません。プラットホームや電気室は2階以上に設置するなどの浸水対策を講じるとしているのだから、その旨をきちんと記載してください。

準備書172ページについて、ダイオキシン類濃度が施設南側で高い原因を明らかにしてください。

ダイオキシン類の大気環境基準は、年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であることであり、「いずれの値も規制値を下回っていることから、問題はない」という表現は間違っている。

いずれにしても、同じ風下の「地点C 吉良北部地区 集落排水処理場」のダイオキシン類濃度は期間平均値で $0.013\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であることと比べ、瀬戸公民館では、 $0.11\sim 0.033\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ と桁違いに大きいため、十分な検討が必要だと考えます。

準備書243ページについて、振動評価の手法は振動の感覚閾値を使用すべきです。規制基準との比較は、法違反にならないよう規制基準以下が当たり前です。そんなことは環境影響評価ではない、と言わざるを得ません。

準備書422ページの「大気の搬出入路調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を」に対して、「代表的な4地点でご意見いただいた地点も含めて、対象事業実施区域周辺の状況を把握できているものと考えております。」では、その証明もないし、意見に答えていないと指摘せざるを得ません。

準備書423ページの廃棄物運搬車両による大気予測は増加台数だけで、廃棄物運搬車両による大気予測は「新たに増加する岡崎市及び幸田町からの搬入予定台数をもとに設定し、大型車92台/日とした。」とあるが、現在搬入している西尾市の大型車、小型車を加えて廃棄物運搬車両からの大気汚染を予測すべきです。現に、地球温暖化では、廃棄物運搬車両等の走行と合計して予測しています。増加する車両だけではなく、全体で予測すべきだと考えます。

準備書458ページの建設機械の騒音は敷地境界に近い場合を追加すべきです。

えは理解できましたが、「回折減衰量は約19dBとなります。」については、疑問です。回折減衰量19から逆算すると、フレネル数は4であり、「1以上」という表現は誤解を与えるものです。また、フレネル数4となる行程差 δ はどのような位置で計算したのか。音源高さ1.5m、受音点高さ1.2mは同じはずですから、水平距離20m のどこに高さ何mの仮囲いを置けば、行程差 δ が1.36もあるのでしょうか。

準備書459ページの騒音レベル最大値を90%レンジ上端値、準備書510ページの振動レベル最大値を80%レンジ上端値はどのようにしたのか、ということで、これは評価としては安全側である旨を評価書に記載すべきです。

準備書525ページについて、床板を厚くするのは予測条件にすべきです。この条件について、それも予測条件に追加して予測結果を示すべきです。

準備書552ページ、土壌環境の調査地点1地点では不十分です。

方法書への意見に対する見解は「土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される1地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査により状況を把握しました。」とありますが、地下水質の調査結果は「すべての項目において環境基準に適合していた。」かもしれませんが、土壌環境基準の溶出量は把握できても、含有量基準との関係は出てこないはずで、その点も明確にすべきです。

準備書580ページ、日照規制の評価は法規制を上回るべきです。

「独自の目標については予定しておりません。」と言い張るだけでは環境影響評価の精神から逸脱したものです。

準備書595ページのオオタカの事前調査は違法です。県の誰に確認したのか、明文化した文書があれば示していただきたいと指摘せざるを得ません。「方法書への知事意見になかった」ということでは説明できません。

最後ですが、準備書725ページ掘削土砂の運搬台数については、「ピーク日台数で大型車100台を想定」では、資料編の1-3ページでは「騒音・振動の予測時期は、資材等運搬車両等の走行が最大となる時期とした。」というだけで掘削土砂運搬台数がわかりません。工事の平準化をしようとすると、その内訳は重要な要素となりますので、その点を指摘せざるを得ません。